

会 議 録

内容承認	公開・非	<開催日>平成22年8月5日(木) <時 間>13:30~15:45 <場 所>岸和田だんじり会館 1階 会議室										<傍聴人数> 0名 <傍聴室> 岸和田だんじり会館 1階 会議室			
松村副委員長	公開の別														
承認	公開														
<名称> 平成22年度第7回岸和田市自治基本条例推進委員会（第2期）															
<出席者> (自治基本条例推進委員会委員出欠状況)○は出席、■は欠席															
松村	白石	西出	木下	植田	山原	雨田	藪	稲富	神谷	野	次井	中村	橋本		
○	○	■	○	■	○	■	■	○	○	○	○	○	○		
事務局)企画課：西川部長、梶野課長、佐野担当長、宅田主査、池内(克)、陣川															
<議題> ・ 建議の方向性について (建議に対する各課取り組み状況調査結果(第3回)についての結果報告) ・ 建議の検討について ・ 条例の趣旨普及について ・ その他															
● 建議に対する各課取り組み状況調査結果(第3回)についての結果報告 資料「自治基本条例推進委員会からの建議についての調査(第3回)報告」に基づき、事務局より説明。 (委員) 回収率87.5%はこれで問題はないのか。 (事務局) 消防本部には4課あるが、窓口となっている課が代表で回答したり、教育委員会からも同様な形式で回答があるなど、回収率が一見低いように感じるが、実質100%の回答があったと理解している。 (委員) 補助金の公開方法が「課での閲覧」というのは、公開していることになるのか。非公開のところで、補助金は公金であるにもかかわらず、支給先が特定の事業や団体であるという理由で公開しないのはなぜか。自治基本条例の理念から外れているのではないか。 (事務局) 課での閲覧が「公開」にあたるかは確かに少し難しいかもしれない。特定の事業や団体に支給されている補助金については、支給要綱等が存在するのでそれ以上は公開していない。 (副委員長) 公開というのは、制度自体の存在は公開しているのかどうか。希望者が市役所に見に行けば、補助金の支給基準を見せてもらえるというような公開なのか。															

(事務局)

積極的にホームページ、広報等で公開しているのかという問いを各課に行った。

● 建議の検討について

資料「建議書(案)」について、事務局より説明。

(委員)

13条の職員の責務で議論している補助金の公開については、21条の情報の共有に関連してくると思う。情報公開は庁内統一ルールで行うべきであり、各課独自の判断基準で情報を公開するのはいかなるものか。21条で「補助金や交付金などの情報はホームページ等で知らせるべきである。」と触れるのが良いのではないかと考える。

また、22条の個人情報の保護については、個人の危機がせまった時に、個人情報保護をたてに情報公開ができないならば、26条の法務のところ、政策法務上の課題としてはどうか。現在パソコンの持ち出し等の低レベルな部分で個人情報が漏れているケースが多い。今回の建議では、「セキュリティに関する職員教育は行っているが、権利利益を保護するために、個人情報は使えない」と明記されているが、その間に文が抜けていて、つながりが悪いように感じる。「当然の責務である。」の後に改行して、「個人情報を濫用することがあってはならないが、…」と一文を加え、「緊急時に個人情報を活用できない状況については検討していくべきである。」とつなげた方が文章がスムーズになる。全体としては、議論したことを明瞭に記述していて良い。

(副委員長)

〇〇委員から数点指摘があった。一つは補助金の公開で、本当の情報の共有とは何かということである。特定の団体に向けられた補助金の内容についても、どんな補助金があって、どのように支給されているのかという基本的な情報は、ホームページ等で公開しても良いのではないかと。一つは個人情報について、個人情報の保護と活用は同じではないので、間に「一方で…」とクッションを入れることで文章のバランスをとるというものである。

(委員)

建議書(案)の「はじめに」の下から4行目「自治基本条例の見直しは必要ない」という文言であるが、現時点での判断なので、この部分は「自治基本条例の見直しは現段階では必要ない…」と訂正してはどうか。また、下から4行目の「進行管理を行ってきた。」であるが、進行管理は、行政が行うものなので、市民としては越権行為であると感じる。次に、9条の「好ましいことである。」という表現は、「条項の趣旨に合致するものである」と早期制定に向けて引き続き努められたい。」というふうに変更してはどうか。

(委員)

同意見である。9条の「好ましい」という表現は変えるべきである。また、13条の「事業者及び行政機関」という部分の「事業者及び」を削除して「行政機関内部の…」としてはどうか。22条も〇〇委員の意見に賛成で、訂正すべきである。

(委員)

高齢者の所在不明の問題であるが、岸和田市でも100歳を超えている方が30数名いらっしゃる。個人情報保護の問題もあるが、地域や民生委員に任せるのではなく、行政が早く把握すべきである。

(副委員長)

委員から建議書(案)に対する意見や指摘をしてもらったので、それについて議論していきたい。「はじめに」の部分の「見直しは必要ない」は、現時点では「自治基本条例本文」の見直

しがないということである。また、進行管理は推進委員会が行っているものではないので、表現を変更する。

(委員)

「自治基本条例本文の見直しは現時点で必要ないが、理念の実現に向けては、問題がまだまだあるので建議する。」というふうな表現にしてはどうか。

(委員)

「進行管理を行ってきた。」ではなく、「進行の状況を見守ってきた」とするのはどうか。

(副委員長)

9条、10条の議会基本条例についてはどうか。

(委員)

(仮称)議会基本条例は、もうすでに出来上がっている。後押しするくらいでいいのでは。

(委員)

自治基本条例に関連する議員の責務については、明記されているのか。

(委員)

すべて明記されている。

(副委員長)

13条の職員の責務はどうか。補助金については、一定の基準に基づいて、公開するシステムを作るべきであると13条で記述するか、それとも21条の情報の共有の部分に入れる方が良いか。また、13条で「事業者」が明記されている理由は何か。市の内部における公益通報に特化して、「事業者」は削除しても良いと考える。

(委員)

作業部会で、指定管理者制度などで、行政機関でくくれないような分野で違反行為が起きた場合に、処理できるようなシステムが必要ではなかろうかという議論になった。

(委員)

13条は職員の責務であり、あくまで行政内部の問題について建議したいので、事業者についてはここでは触れるべきではないと考える。

(委員)

一般市民も入れたものを考えればといった感じであったが。

(委員)

一般市民や事業者は市役所に通報する仕組みが既に存在しているので、それについては記述しなくて良いと考える。しかし、市職員が市役所に内部通報するというのは難しいという理由から、外部機関を作ってはどうかという議論であった。

(副委員長)

22条の個人情報の問題はどうか。

(委員)

個人情報保護法が制定されて、市職員はこれまで、セキュリティーの意識を高める努力をしてきた。個人情報のセキュリティーの部分に関しては「今後も取り組んでほしい。」とし、改行して、「個人情報を濫用してはならないが…」と一文を入れる。個人情報保護条例制定後に条例に対する職員教育がなされているか、それがうまくいっているのかという問題もあるが、今回は無理して記述しなくても良いと考える。

(委員)

個人情報の保護は、管理することと利用目的を明示することが重要である。災害緊急時ににおいて、利用目的が明確ではなかったから民生委員しか個人情報を扱えなかった。利用目的の意

識が出来ていないのではないだろうか。個人情報の管理だけではなく、その人を守るための個人情報の良い活用も検討すべきである。

(副委員長)

個人情報は、目的を明確にし、その範囲で使用するべきである。個人情報保護法の除外規定があるはずであり、その辺を活用していけばどうか。

(委員)

建議書本文で含めない場合は、政策法務の課題として付帯意見にあげるのはいかがでしょうか。

(委員)

政策法務は、第 1 回目の建議にも記述したが、調査では、人事課、総務管財課も進んだ回答になっていない。「各部ごとに法務を担当する職員を配置する」という部分は、今回の建議でも強調したい。

(副委員長)

確認であるが、文言を変更したいということではないのか。

(委員)

そうである。第 1 回の建議と比べ、後退させたくないという思いがある。

● 条例の趣旨普及について

資料「広報きしわだ 8 月号」「自治基本条例周知イベント(案)」に基づき、事務局より説明。

(事務局)

広報きしわだで 8 月号より自治基本条例のコラムを掲載することとなったので、委員の皆様には、コラムへの記事の投稿をお願いしたい。

また、以前から議論いただいている自治基本条例周知イベントを 11 月に開催する予定である。委員の皆様には、参加いただける方を募っていただけるようご協力をお願いしたい。

(副委員長)

イベントの日時は、平成 22 年 11 月 21 日(日)の午後 2:00 開演、場所は、福祉総合センターの大会議室でどうか。

(全委員)

了承

(副委員長)

委員の皆様にご協力いただき、できる限り多くの方に参加を呼びかけていただきたい。

(委員)

自治基本条例に関係している市職員の方々には、ぜひとも参加してもらいたい。

● その他

資料「地方自治法改正について」に基づき、事務局より説明。

(事務局)

地方自治法の一部改正がある。前回の国会で審議され結論が出る予定であったが、諸事情のため、現在継続審議となっている。内容は、地方分権の考えの中で、地方が総合計画を策定すること、議会の議決を得ることについては、それぞれで判断し、国は関与しないというものである。現段階ではまだ法律が改正されているわけではないが、改正される方向性である。岸和田市では、今現在策定している総合計画の扱いをどうするかということを行政内部で議論しているところである。改正法交付後 3 ヶ月以内に施行となっているが、それがいつになるかは未定である。条項がなくなると、議会に提案していく理由がなくなるので、議会に提案できなく

なる。岸和田市としては、今後も継続して、自治基本条例の理念に則った総合計画を最上位計画として作っていく中で、当然、議会に提案していく考えを進めていくことで庁内合意している。内部で協議した結果、自治基本条例の条項で総合計画を策定することになっているので、議会の議決についても条文の中に盛り込むよう、自治基本条例の改正を行うことを検討している。改正（案）は、検討中であるが、作業部会でもご意見をいただいて、12月に自治基本条例の条例改正を議会にはかり、総合計画の承認をいただきたいと考えている。

自治基本条例の改正であるので、本来ならパブリックコメントが必要となるが、今回は行政の手続き上の問題であるので、パブリックコメントは行わず、行政の手続きを定めていくということで理解いただきたい。

（委員）

自治基本条例を改正しなければならないのか疑問である。理念は自治基本条例の中にあるので、手続き条例のようなものや総合計画の取扱いの条例等を作ることで対応できないものか。

（事務局）

24条に「総合計画を定める」ことは明記しているが、今回は「どのように定めていくか」を書き加えることについて議論していきたい。

（委員）

自治基本条例の改正となると、市民も巻き込んだ議論をしなければいけないと考える。可能なら、別途定めたり、第3期の推進委員会で議論したりすることはできないか。委員としては、簡単に条例改正というのは難しいのではないか。

（委員）

提案の根拠がないという理由で簡単に自治基本条例を改正するのはどうか。もう少し慎重に議論するべきではないか。

（委員）

議会の事務担当者によく議論してはどうか。自治基本条例推進委員会が色々意見するのは矛盾があるように感じる。34条の「規則で定める」で対応するのはどうかなど、行政側で十分議論してほしい。白紙委任で自治基本条例を改正されると、自治基本条例推進委員会の役目が果たされない。

（事務局）

白紙委任のつもりはない。今回の総合計画は、自治基本条例の理念に則って策定している。「自治基本条例の理念を元につくっているので、議会の議決を得て策定していく」ということを自治基本条例本文に記述したい。

（副委員長）

手続き条例を作るかは別にして、議会の議決をどうするか。議会を関与させた方が良いのか。

（委員）

第96条の2項により、議会で採決はできない文言がある。

（事務局）

今回、国としては、総合計画を策定するしないを含めて自治体が判断してほしいということである。岸和田市においては、自治基本条例の理念に則って総合計画を策定していく。問題は議会の議決をどうするかである。岸和田市は、市民、行政、議会が一体となってまちづくりをしており、総合計画を作る段階から、議会の度に説明を行い、意見をもらってきた経緯もあるので、今後とも議会の議決は必要ではないかと考えている。

法律の根拠がない中で、議会の議決をもらうには条例が必要となる。別の条例をつくるのも一つの方法としてはあるが、24条の1項を「市はこの条例の理念にのっとり、市政の運営を図

るための総合的な計画を、議会の議決を経て、定めなければならない。」とすれば議会の議決を入れることができるので、この方法を提案させていただいた。

(委員)

第8条の議会の権能で読み取れないのか。

(副委員長)

第8条では読み取れない。

(委員)

自治基本条例の改正となると話がかなり大きくなる。総合計画を取り扱う手続き条例を作るのはどうか。

(事務局)

議会の議決事項の部分は、法律で規定していないものを別途条例で定めることはできる。岸和田市においては、法律以外のことで議会の議決を経ようとするものは、総合計画だけであり、総合計画のことで議会の議決を経ようすると、規定する条例を策定するのが一つと、自治基本条例に一文を加えるのが1つで、どちらか2つの案が考えられる。

(副委員長)

この問題は、自治基本条例の内容を大きく変更するものではないので、ここで明確に考えなくてもいいのではないかと考える。法律が次の臨時国会で改正されて施行日が決まるまでの間に対応するとすると、推進委員会の任期が11月末までであるので、制約が出てくるものと思われる。

(事務局)

12月議会に総合計画の提案を考えている。今日は、すぐに解決策をださなくてもいいと思われる。自治基本条例の内容の変更であれば、確かに見直しの規定に基づいて行っていかなければならないが、今回は、総合計画策定を議会の議決を得るということを条例本文に付け加えたらどうかということである。

(副委員長)

この件については、作業部会で更に検討することとしたい。

● 次回の会議日程

第16回自治基本条例推進委員会作業部会 平成22年8月23日(月)18:30～

於：職員会館2階 大会議室

第8回自治基本条例推進委員会(第2期)平成22年11月11日(月)15:00～ 場所未定